

令和 4 年 6 月 30 日 開催

令和 4 年

第 6 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和4年第6回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月30日（木） 開会 14：00 閉会 15：00

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	大槻 實男	4番	川村 稔
1番	西浦 克彦	6番	佐藤 勉
2番	立藏 義春	7番	近江 政夫
3番	八戸 千修	8番	山田 美代子
		9番	菅原 秀樹

以上9名

4 事務局出席者

事務局長	松浦 真人	主査	河合 直樹
局次長	榎本 剛	主事	佐々木 将汰
農地課長	加藤 秀紀		

以上5名

5 付議事項

議案第1号 土地の現況証明書の交付について
議案第2号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第4号 農用地利用集積計画（所有権移転および利用権設定）の決定について
報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

14:00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和4年第6回農業委員会総会を開会いたします。

まず、はじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案4件、報告1件、計5件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、3番八戸委員、4番川村委員の両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の3ページをご覧願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が2件あつたことから、審議を求めるものでございます。

4ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、3千802平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて6月23日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続いて、5ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は2筆合計、954平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。記載の3名の農業委員にて6月23日に現地調査を行っております。
なお、このページの下段が箇所図となってございます。
以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。
次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。
それでは、調査委員を代表して6番佐藤委員からご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第1号、土地の現況証明書の交付について番号1および番号2に係る現地調査結果ですが、この案件について、立藏委員、近江委員と私を合わせた農業委員3人と事務局職員で調査を実施し、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は、北海道の道路事業のために資材置場および作業員休憩所として転用された土地であり、砂利が敷かれている、雑種地状態でありました。

番号2について、申請地は、南側を函館江差自動車道に、東側を50戸連たん区域に、北側は原野に隣接した20年以上耕作されていない狭小な土地で、雑草や雑木が繁茂する、雑種地状態でありました。

のことから、番号1および番号2について農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。
ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。
それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。
お諮りいたします。
本件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大槻会長）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

議長（大槻会長）

次に、日程第3議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の6ページをご覧願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件については、農地法第18条第6項の規定により、1件の合意解約通知書の提出があったので、その解約の成立状況について審議を求めるものでございます。

7ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計6千751平方メートル。貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容については、令和3年8月30日付け農用地利用集積計画で、解約申入れ日、合意解約日は令和4年5月12日土地の引渡日は令和4年5月15日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して6番佐藤委員からご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第2号農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 について事務局から説明を受け、合意解約における要件について調査委員 3 人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が 6 カ月以内であるなど、通知内容について特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第 2 号の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について合意内容が真正なもので、用件を満たしているかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第 2 号「農地法第 18 条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第 4、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の 8 ページをご覧願います。

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第 5 条の規定により、農地転用許可申請書の提出が 1 件あったことから、審議を求めるものでございます。

9 ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は 2 筆合計 1 万 1,877 平方メートル、農地区分は第 3 種農地でございます。

権利の内容は所有権、計画内容は、資材置場・車両置場の造成となっており、所有者

および転用者は、記載のとおりでございます。

転用理由についてですが、転用者は土木業者であり、現在の資材置場が手狭であるため、新たな資材置場・車両置場となる土地を探しており、複数の候補地を検討した結果、当該申請地以外の土地を確保できなかったことから、当該申請地を転用するものでございます。

なお、10ページが箇所図、11ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員から、ご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について、番号1にかかる予備審査の結果ですがこの案件について、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は、「資材置場・車両置場の造成」であり、当該農地区分も、東側を道立高等専門学院に、また、西側は函館江差自動車道の側道に、南側、北側を住宅地に、囲まれた農地であり、自動車専用道路の入り口から約300m以内にあることから第3種農地と判断し、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断しました。

以上、議案第3号番号1の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま 調査委員から報告を受けましたが、本件について、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

次に、日程第5議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本件にかかわって、番号1は菅原委員が、番号2は八戸委員が、農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで議事の流れですが番号1は菅原委員に退室いただき、審議し、番号2は八戸委員に退室いただき、審議し、番号3から番号5までは、全員で審議したいと考えております。

このような進め方でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。

菅原委員はご退室願います。

（菅原委員 退室）

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

それでは番号1をご説明します。

議案書の12ページをご覧願います。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により申し出のあった利用権設定5件の農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

13ページをお開き願います。

番号1についてご説明申し上げます。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、9千911平方メートル、
貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は、畑、利用権の始期は、令和4年7月1日、終期は、

令和7年6月30日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は利用権の再設定となってございます。

なお、このページの下段が箇所図、14ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日におこなわれました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員から、ご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について農地の利用権設定に対する判断基準の要件について申請書に基づき、資料を確認し、貸主および借主の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号番号1の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま 調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」のうち番号1を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。
菅原委員は入室願います。

（ 菅原委員 着席 ）

八戸委員はご退室願います。

（ 八戸委員 退室 ）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

それでは番号2をご説明します。

議案書の15ページをご覧願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は27筆合計、6万6千219平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

権利の種類は所有権、16ページをお開き願います。

利用目的は畑、所有権の移転時期および引渡しの時期は令和4年7月10日、申請理由は、譲渡人が生前贈与、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段から18ページが箇所図、19ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日におこなわれました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、6番佐藤委員から、ご報告願います。

6番（佐藤委員）

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号2について農地の利用権設定に対する判断基準の要件について申請書に基づき、資料を確認し、譲渡人および譲受人の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果計画

内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号番号2の調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようすでこれより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」のうち番号2を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

八戸委員は入室願います。

（八戸委員 着席）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

それでは番号3から番号5をご説明します。

議案書の20ページをご覧願います。

番号3についてご説明申し上げます。

番号3は北海道農業公社を譲渡人とした農地保有合理化事業で、この事業は10年間、農地の一時貸し付けを行い、一時貸し付けの終了後に買い取ることを要件とするもので、この度、貸付期間が終了することから譲受人が買い取ることとなったものでございます。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、7筆合計6万3千350平方メートル、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

権利の種類は所有権、利用目的は、畑、所有権の移転時期および引渡しの時期は令和4

年7月4日，申請理由は，譲渡人が農地保有合理化事業実施のため，譲受人が経営の拡大となっております。

なお，21ページが箇所図，22ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の23ページをご覧願います。

番号4についてでございますが，土地の表示，所在，地番，地目は記載のとおりで，面積は，1万7千175平方メートル，貸主，借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権，利用目的は畑，利用権の始期は，令和4年7月1日，終期は，令和14年6月30日，賃料は，記載のとおりで，申請理由は貸主が相手方要望，借主が経営の拡大となっております。

なお，このページの下段が箇所図，24ページが調査書となってございます。

続きまして議案書の25ページをご覧願います。

番号5についてでございますが，土地の表示，所在，地番，地目は記載のとおりで，面積は4筆合計，5万1千364平方メートル，譲渡人，譲受人は記載のとおりでございます。

権利の種類は所有権，利用目的は畑，所有権の移転時期および引渡しの時期は令和4年7月10日，申請理由は，譲渡人が生前贈与，譲受人が経営の拡大となっております。

なお，26ページから27ページが箇所図，28ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日におこなわれました予備審査の結果について，ご報告いただきたいと思います。

それでは，調査委員を代表して，6番佐藤委員から，ご報告願います。

（「なし」の声あり）

6番（佐藤委員）

議案第4号，農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号3から番号5に係る，予備審査の結果ですが，この案件について調査委員3人の意見が一致しておりますので，代表して私からご報告いたします。

番号3から番号5について，申請書に基づき，資料等を確認し，今後の農地の効率的な利用について，事務局から説明を受け，審査し，調査委員3人が確認，判断できる範囲で検討した結果計画内容について，特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上，議案第4号番号3から番号5の調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが，本件について，計画内容が適正である

かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（大槻会長）

ご発言がないようですのでこれより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」のうち番号3から番号5を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第6、報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の29ページをご覧願います。

報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が4件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

30ページをお開き願います。

このページの番号1から33ページの番号4まで市街化区域2件、市街化調整区域1件、区域外1件、計4件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、4点お話がございます。

まず、1点目ですが、6月1日水曜日に実施しました農地パトロール調査の結果について推進委員から報告がありましたので、事務局に内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告の内容について、ご説明申し上げます。本調査は、旧亀田地区を対象に、金子推進委員、松倉推進委員、山口推進委員の3名と事務局職員により実施しており、調査結果については、「把握できる調査範囲内で確認した結果、無断転用などの事例は見受けられなかった。」との報告内容でございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、ご質問がないようですので、本件について終わります。

続いて、2点目ですが、次回の総会は、7月28日木曜日午後2時から市役所8階大会議室において開催いたします。

また、議案の締切日は、7月5日火曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、7月21日木曜日午後1時からとなります。

それでは、7月の現地調査委員を指名いたします。

2番立藏委員、8番山田委員、9番菅原委員以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、4点目ですが、令和4年第2回農業委員・推進委員合同会議の案内でございます。

7月28日木曜日総会終了後、市役所8階大会議室において合同会議を開催いたしますのでよろしくお願ひいたします。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（大槻会長）

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

15:00 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 西浦克彦

署名委員 立藏義春